佐賀県告示第313号

佐賀県婦人相談員設置規程の一部改正

佐賀県婦人相談員設置規程(昭和55年佐賀県告示第229号)の一部を次のように改正する。 平成26年8月15日

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(職務)	(職務)
第2条 相談員は、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第2項に規定する被害者の相談に応じ、必要な指導を行う。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。